証券コード　7749
2021年６月11日

株　主　各　位

東京都文京区湯島一丁目13番２号
メディキット株式会社
代表取締役社長　栗　田　宣　文

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都文京区湯島一丁目７番５号
東京ガーデンパレス　２階　高千穂の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第38期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第38期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.medikit.co.jp/）に掲載させていただきます。

＜株主様へのお願い＞

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。
・当日ご来場される株主様におかれましては、マスクをご持参・ご着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申しあげます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
・本年の定時株主総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により大きな影響を受けました。経済全体としましては、2020年4-6月期においてGDP成長率が戦後最大のマイナスを記録するなど、大きく落ち込みましたが、その後は政府の経済対策や海外経済の回復などを背景に、持ち直しの動きとなりました。ただ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の企業業績への影響は業種別で差があり、業種間で景況感が大きく異なる状況となっております。

当社グループの属する医療関連業界におきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を強く受けており、各医療機関では、患者様への対応はもちろんのこと、入院患者受入病床の確保や院内感染の阻止など、医療提供体制の確保に懸命に取り組んでおります。ただ、そうした努力の一方で、感染拡大の波は収まっておらず、感染者数増加に伴う入院患者受入病床数は逼迫する状況が続き、また患者様には受診を控える動きもみられており、手術件数や検査件数はコロナ以前と比較し減少しております。

このような中で当社グループは、医療現場への製品供給等に問題が起きぬよう事業の継続性に細心の注意を払い対応してまいりました。また、販売面におきましても感染防止を最優先とし、一部活動の自粛、訪問に当たっては各医療機関の訪問ルールの遵守を徹底する一方で、インターネット等を通じた効果的な情報提供等に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,312百万円（前期比2.9％減）、営業利益3,778百万円（同12.7％減）、経常利益3,871百万円（同11.7％減）、親会社株主に帰属する当期純利益2,659百万円（同7.9％減）となりました。

当社の商品区分である品目別の売上高は以下のとおりです。

人工透析類におきましては、7,078百万円（前期比0.2％減）となりました。静脈留置針類におきましては、5,096百万円（同8.1％減）となりました。インターベンション類におきましては、7,125百万円（同1.4％減）となりました。

品　　目	売上高（百万円）	構成比（%）	増減率（%）
人工透析類	7,078	36.6	△0.2
静脈留置針類	5,096	26.4	△8.1
インターベンション類	7,125	36.9	△1.4
その他	11	0.1	△55.1
合　　計	19,312	100.0	△2.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,512百万円であり、その主なものは生産設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の資金は、自己資金を充当しました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 35 期 2018年３月期	第 36 期 2019年３月期	第 37 期 2020年３月期	第 38 期 (当連結会計年度) 2021年３月期
売上高（千円）	17,445,214	18,501,799	19,893,197	19,312,663
経常利益（千円）	3,695,740	3,959,993	4,383,289	3,871,909
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,465,174	2,576,365	2,887,989	2,659,007
１株当たり当期純利益（円）	145.39	151.95	170.33	157.36
総資産（千円）	44,280,474	46,280,705	49,023,056	49,920,489
純資産（千円）	38,148,177	40,048,922	42,169,148	43,636,632
１株当たり純資産額（円）	2,249.90	2,362.02	2,487.08	2,596.60

（注）当社は、2020年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第35期の期首に株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主な事業内容
東郷メディキット株式会社	90百万円	100.0%	医療機器製造
Medikit Vietnam Co.,Ltd.	1,100万米ドル	100.0%	医療機器製造

（注）1．議決権比率は間接保有を含んでおります。

2．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	東郷メディキット株式会社
特定完全子会社の住所	東京都文京区湯島一丁目13番２号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	9,215百万円
当社の総資産額	32,654百万円

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、「成長性」「収益性」「安全性」をキーワードとして、①グループ連携の強化、②安全性と新商品提供、③グローバル展開、④生産体質の強化を課題と考えております。

① グループ連携の強化

当社グループは、グループ会社間の連携が製品の開発から生産、販売、物流までの一連の流れを強化することに繋がるものと確信しております。販売会社は、顧客ニーズを探求し販売に繋げること、製造会社は、ニーズを踏まえた開発と製造、お互いの役割を明確化したうえで一体となって取り組むことで、市場ニーズを捉えた製品のスムーズな市場投入を実現してまいります。

② 安全性と新商品提供

当社グループは、品質保証・安全管理体制を構築し、安全性を重視した商品の開発・販売を行っております。また、患者様はもちろんのこと、使用される医療従事者様に対しても安全な製品の提供は、医療機器製造販売業者の責務であり、既存製品についても引き続き改善・改良等に取り組んでまいります。

③ グローバル展開

海外展開の拡大を重要な戦略分野と位置付け、グローバルレベルでの開発力、商品力、販売力の強化に取り組むとともに、海外薬事への対応も着実に進めてまいります。

④ 生産体質の強化

当社グループの持つ技術及び生産能力を最大限に発揮するための品質管理とコスト管理を行い、競争力強化に努め、効率的且つ柔軟な生産管理体制の強化を推進してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当社グループは、主として血管・血液に関する分野の医療機器を開発・製造・販売しております。具体的な品目としましては、人工透析用留置針を中心とする人工透析類、輸血・輸液等に使用する静脈留置針類と血管造影、血管内治療に用いるインターベンション類であります。

単一セグメントのため、主な品目別の主要製品は次のとおりであります。

品目	区分	主要製品名
人工透析類	人工透析用留置針	ハッピーキャス、ハッピーキャスＣＬｓ等
静脈留置針類	静脈留置針	スーパーキャス、スーパーキャス（安全機構付）
インターベンション類	イントロデューサー	スーパーシース、インサートシース等
	血管造影用カテーテル	メディキット血管造影カテーテル

⑹ 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地
本社・東京営業所	東京都文京区	名古屋営業所	名古屋市東区
札幌営業所	札幌市北区	京都営業所	京都市下京区
仙台営業所	仙台市青葉区	関西営業所	大阪市中央区
埼玉営業所	さいたま市大宮区	神戸営業所	神戸市中央区
千葉営業所	千葉市稲毛区	広島営業所	広島市中区
横浜営業所	横浜市港北区	福岡営業所	福岡市博多区
東郷メディキット㈱	日向工場・日向第二工場：宮崎県日向市		
Medikit Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム　ハイフォン市		

⑺ 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
970（360）名	+8（△6）名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
201（11）名	+12（+1）名	38.6歳	12.0年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　67,520,000株

② 発行済株式の総数　18,880,000株

③ 株主数　1,505名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナカジマコーポレーション	6,306,000株	37.52%
中島弘明	1,594,000	9.49
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー　レギュラーアカウント （常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	1,175,380	6.99
ノーザン　トラスト　カンパニー　エイブイエフシー リ　フィデリティ　ファンズ （常任代理人　香港上海銀行東京支店）	1,024,700	6.10
ゴールドマンサックスインターナショナル （常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	886,738	5.28
一般財団法人中島育英奨学会	600,000	3.57
中島崇	560,000	3.33
中島弘子	540,000	3.21
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人　香港上海銀行東京支店）	352,637	2.10
バンク　オブ　ニューヨーク　134105 （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	273,300	1.63

（注）１．当社は、自己株式を2,074,720株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役会長	中島　弘明	中島育英奨学会代表理事
代表取締役社長	栗田　宣文	
専務取締役	中島　崇	東郷メディキット株式会社代表取締役社長 管理部門担当
常務取締役	景山　洋二	営業部長東日本担当 海外事業部担当 OAS事業部担当
常務取締役	高田　和明	営業管理部長マーケティング部担当
取締役	佐藤　治郎	総務部長
取締役	堀之内　広	特命営業開発担当
取締役	中島　史博	経営企画担当
取締役	吉田　安幸	
常勤監査役	金子　尚道	
監査役	栗岡　臣男	
監査役	大島　秀二	大島秀二公認会計士事務所 公認会計士・税理士 株式会社協和コンサルタンツ社外取締役

（注）１．取締役吉田安幸氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役栗岡臣男氏及び同大島秀二氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役大島秀二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役吉田安幸氏、監査役栗岡臣男氏及び同大島秀二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に辞任又は解任された取締役

2020年６月26日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって、取締役石田　健氏は辞任により退任いたしました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役吉田安幸氏、社外監査役栗岡臣男氏及び同大島秀二氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第１項に規定する額を責任限度額としております。

④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な成長及び企業価値の向上に資するために、適正な範囲において、各人の職責及び貢献度を踏まえたやりがいの持てる水準とすることを基本方針としております。

２．取締役（及び監査役）の報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

①　報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しておりません。

② 取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会が基本的な枠組みを決議するとともに、その枠組みの範囲内で決定することを代表取締役会長に委任し、委任を受けた代表取締役会長が、個々の取締役の役位、職責に応じた貢献度、当社の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案したうえで、決定するものとしております。

③ 監査役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定するものとしております。

④ 役員退職慰労金については、2017年６月29日開催の第34期定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び打切り支給を決議しており、（制度廃止後の役員在任期間に係る）役員退職慰労金は支給しないこととなっております。

３．取締役及び監査役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

① 役員報酬の支払いは暦月計算とし、従業員給与の支給日と同日の毎月25日（25日が休業日の場合は前営業日）に支給しております。

② 役員報酬は、事業年度ごとに一定金額を定めることとし、毎年６月開催の定時株主総会終了時の取締役会で上記２.②の基本的な枠組み及びその枠組みの範囲内での代表取締役会長への委任を決議し、その後速やかに代表取締役会長が決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	178,074 (3,600)	178,074 (3,600)	－ (－)	－ (－)	10 (1)
監査役 （うち社外監査役）	12,275 (5,400)	12,275 (5,400)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	190,349 (9,000)	190,349 (9,000)	－ (－)	－ (－)	13 (3)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、うち社外取締役分20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役１名）です。
２．監査役の報酬限度額は、2003年６月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、１名です。
３．子会社の役員を兼務する取締役１名については、子会社から報酬等を支給しております。
４．当社は、2017年６月29日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、取締役９名に対し総額1,300百万円を上限として役員退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は、取締役を退任する時とすることを決議いたしております。なお、これらの金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
５．上表には、2020年６月26日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
６．取締役会は、取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、基本的な枠組みを決議するとともに、その枠組みの範囲内で決定することを代表取締役会長中島弘明氏に委任し、個々の取締役の役位、職責に応じた貢献度、当社の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案したうえで、決定するものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、個々の取締役の評価を行うには代表取締役会長中島弘明氏が適していると判断したためであります。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2017年６月29日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に13,098千円の役員退職慰労金を支給しておりますが、上記の金額には含まれておりません。

また、当事業年度末における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、取締役７名に対し1,225,956千円となっております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役吉田安幸氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

監査役栗岡臣男氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

監査役大島秀二氏は、大島秀二公認会計士事務所の代表及び株式会社協和コンサルタンツの社外取締役でありますが、同事務所・同社と当社との間に取引はございません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
吉　田　安　幸	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 旭化成株式会社で取締役、顧問を務め、医療機器業界にも精通しており、豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において、当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
栗　岡　臣　男	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会12回のうち8回に、また監査役会14回のうち8回に出席いたしました。 監査法人での豊富な経験から、取締役会において、経営の監視や適切な助言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
大　島　秀　二	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、経営の監視や適切な助言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、公正で高い倫理観・価値観に基づいて行動し、広く社会に貢献することが求められる。代表取締役は、常に、この精神を当社グループの取締役及び使用人に伝達し、法令遵守及び経営の透明性確保を徹底する。

② 代表取締役は、コンプライアンス統括責任者として、管理部門担当取締役を選任し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を行う。

③ 内部監査部門は、コンプライアンス体制、法令及び定款上への適合性を確認し、代表取締役及び担当取締役に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ また、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者の取扱に関する規程」に基づき運営を行う。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。

② 当社の取締役及び監査役は、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。

③ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で適切なリスク対応を図る。

② 「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの管理について、把握、分析、評価した上で見直し、対応を検討するものとする。
③ 当社グループの取扱う製品については、別途、原則月１回開催する「部長会」にて、製品の安全性の確保、品質の向上について検討・見直しを行う。
④ また、不測の緊急事態が生じた場合には、代表取締役下の対策本部を設置し、迅速に損害の拡大を防止する体制を整える。

４．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。また、子会社についても取締役会を月１回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
③ 年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営の意思決定の迅速化を図る為、代表取締役、担当役員、担当部長等で構成する「部長会」を毎月開催し、業務課題の審議、及び業務執行状況を確認する。

５．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社管理の所管部門の統括の下、子会社に対する適切な管理を行い、当社及び子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
② また、子会社に対しては、定期的に監査を実施するとともに、当社監査役と子会社監査役が意見交換を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部門担当取締役は監査役と協議の上、合理的な範囲で業務補助のためのスタッフを置くことができるものとする。
② 同使用人の任命、異動等の人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

③　監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に与える重要な事項について、監査役に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求める事ができることとする。

②　監査役は、代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

③　監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①　当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向け、企業行動憲章において、反社会的勢力とは断固として対決する旨を定める。

②　反社会的勢力における不当要求が発生した場合の対応部署は、総務部が中心となり組織的に対応するものとする。総務部長を不当要求防止責任者に選任し、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制とする。

③　反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集や協力体制の構築に努めるものとする。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当事業年度は、取締役会を12回開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役および従業員の職務執行の監督を行いました。

② 監査役の職務の執行について

当事業年度は、監査役会を14回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤監査役は取締役会やその他の重要な会議へ出席し、代表取締役、内部監査室、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ リスク管理体制について

当事業年度は、リスク管理委員会を毎月開催し、リスクの把握と対策を検討し、活動内容を定期的に取締役会に報告しております。

④ 内部監査について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ【流動資産】	**37,624,663**	**Ⅰ【流動負債】**	**4,154,552**
現金及び預金	27,491,119	支払手形及び買掛金	2,276,622
受取手形及び売掛金	4,874,179	未払法人税等	451,218
金銭の信託	1,500,000	賞与引当金	410,792
商品及び製品	1,449,580	その他	1,015,919
仕掛品	1,488,047	**Ⅱ【固定負債】**	**2,129,304**
原材料及び貯蔵品	761,899	退職給付に係る負債	140,512
その他	60,325	資産除去債務	29,069
貸倒引当金	△488	その他	1,959,723
Ⅱ【固定資産】	**12,295,826**	**負債合計**	**6,283,856**
1（有形固定資産）	**10,052,654**	**Ⅰ【株主資本】**	**43,441,829**
建物及び構築物	3,004,144	**資本金**	**1,241,250**
機械装置及び運搬具	2,817,415	**資本剰余金**	**10,378,585**
工具、器具及び備品	1,500,033	**利益剰余金**	**35,012,669**
土地	2,458,091	**自己株式**	**△3,190,675**
建設仮勘定	272,968	**Ⅱ【その他の包括利益累計額】**	**194,802**
2（無形固定資産）	**246,190**	**その他有価証券評価差額金**	**106,621**
3（投資その他の資産）	**1,996,981**	**為替換算調整勘定**	**△51,931**
投資有価証券	982,917	**退職給付に係る調整累計額**	**140,112**
保険積立金	64,900	**純資産合計**	**43,636,632**
繰延税金資産	816,156		
その他	133,756		
貸倒引当金	△750		
資産合計	**49,920,489**	**負債純資産合計**	**49,920,489**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,312,663**
売上原価		**11,720,741**
売上総利益		**7,591,922**
販売費及び一般管理費		**3,813,157**
営業利益		**3,778,765**
営業外収益		
受取利息	3,339	
受取配当金	16,467	
受取地代家賃	42,604	
為替差益	466	
作業くず売却益	15,269	
売電収入	26,391	
その他	15,885	120,424
営業外費用		
支払利息	7,189	
投資事業組合運用損	1,093	
減価償却費	4,755	
売電費用	12,270	
その他	1,971	27,280
経常利益		**3,871,909**
特別利益		
投資有価証券売却益	58,500	58,500
特別損失		
固定資産除却損	1,515	1,515
税金等調整前当期純利益		**3,928,893**
法人税、住民税及び事業税	1,220,488	
法人税等調整額	49,397	1,269,885
当期純利益		**2,659,007**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,659,007**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	1,241,250	10,378,585	33,201,426	△2,743,525	42,077,736
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△847,764		△847,764
親会社株主に帰属する当期純利益			2,659,007		2,659,007
自己株式の取得				△447,150	△447,150
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,811,243	△447,150	1,364,093
2021年３月31日残高	1,241,250	10,378,585	35,012,669	△3,190,675	43,441,829

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年４月１日残高	131,198	－	△39,786	91,411	42,169,148
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△847,764
親会社株主に帰属する当期純利益					2,659,007
自己株式の取得					△447,150
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△24,576	△51,931	179,899	103,391	103,391
連結会計年度中の変動額合計	△24,576	△51,931	179,899	103,391	1,467,484
2021年３月31日残高	106,621	△51,931	140,112	194,802	43,636,632

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　２社

・連結子会社の名称　　東郷メディキット㈱
Medikit Vietnam Co.,Ltd.

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　　Medikit Europe GmbH

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　　Medikit Europe GmbH

・持分法を適用しない理由　　持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東郷メディキット㈱の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

また、連結子会社のうちMedikit Vietnam Co.,Ltd.の事業年度の末日は12月31日であり、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

ハ．たな卸資産　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物　　10年～50年
機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品
2 年～17年

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。
主な償却年数は、以下のとおりであります。
ソフトウエア(自社利用分)　3 年～ 5 年
販売権　　5 年

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法　　・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、翌連結会計年度に一括して費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ハ　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2．表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

１、たな卸資産の評価

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上原価のうち、たな卸資産評価損　22,656千円、たな卸資産　3,699,527千円

（2）連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

たな卸資産は、主として総平均法による原価法で測定しておりますが、連結会計年度末における正味売却価額が総平均法による原価を下回っている場合には当該正味売却価額で測定し、総平均法による原価との差額を原則として売上原価に計上しております。

②主要な仮定

たな卸資産の評価における重要な見積りは正味売却価額であり、翌連結会計年度における正味売却価額は、当連結会計年度末の価格を基礎として単価改定等の影響を加味した販売単価を予測し、算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である正味売却価額が、将来の経済環境や償還価格の改定を含む医療制度の改革の影響等の要因により著しく下落した場合には、たな卸資産の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4．追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関しまして、収束時期や再拡大の可能性等については不確実性が大きく、今後を見通すことは困難であります。しかし、疾病の治療に対するニーズが減少している訳ではないこと、政府主導でのワクチン接種が進められておりますことなどから、こうした状況も徐々に回復に向かい翌期以降の当社の業績への影響も限定的なものに留まるといった仮定のもと、当連結会計年度において、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

5．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　15,362,064千円

⑵ 圧縮記帳

圧縮記帳により次の金額を取得価額から控除しております。

建物及び構築物	34,352千円
機械装置及び運搬具	154,980千円
土地	50,000千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,440,000株	9,440,000株	-株	18,880,000株

⑵ 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	962,360株	1,112,360株	-株	2,074,720株

（注）1．2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加1,112,360株は、株式分割による増加962,360株及び取締役会決議による自己株式の取得による増加150,000株であります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年６月26日開催の第37期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	847,764千円
・１株当たり配当額	100円
・基準日	2020年３月31日
・効力発生日	2020年６月29日

（注）2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年６月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額	840,264千円
・配当の原資	利益剰余金
・１株当たり配当額	50円
・基準日	2021年３月31日
・効力発生日	2021年６月30日

７．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については当社グループの資金運用規程に従い実施する方針であります。また、資金調達については必要が生じた場合に実施を検討する方針であります。

デリバティブ取引は、期末日現在該当がありません。今後、必要が生じた場合に実施を検討する方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を必要に応じ把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に市場価格の変動リスクに晒されていますが、中長期的な保有の方針であり、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、当連結会計年度末においてはすべて１年内の支払期日であります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	27,491,119	27,491,119	-
② 受取手形及び売掛金	4,874,179	4,874,179	-
③ 金銭の信託	1,500,000	1,500,000	-
④ 投資有価証券 その他有価証券	377,225	377,225	-
⑤ 支払手形及び買掛金	(2,276,622)	(2,276,622)	-

(*)負債に計上されているものについては、(　　)で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 金銭の信託

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額542,888千円）および投資事業有限責任組合出資金（連結貸借対照表計上額62,803千円）については、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

８.１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	2,596円60銭
⑵	１株当たり当期純利益	157円36銭

（注）当社は、2020年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ【流動資産】	**20,503,233**	**Ⅰ【流動負債】**	**3,535,125**
現金及び預金	13,247,442	買掛金	2,924,033
受取手形	1,060,009	未払金	20,145
売掛金	3,814,170	未払費用	151,069
金銭の信託	1,500,000	未払法人税等	149,344
商品及び製品	836,211	未払消費税等	111,285
前払費用	22,806	前受金	20,835
その他	23,080	預り金	11,304
貸倒引当金	△487	賞与引当金	147,107
Ⅱ【固定資産】	**12,151,447**	**Ⅱ【固定負債】**	**2,062,396**
1（有形固定資産）	**1,520,303**	退職給付引当金	106,730
建物	296,695	長期未払金	1,225,956
構築物	214	長期預り金	729,708
車両運搬具	0	**負債合計**	**5,597,521**
工具、器具及び備品	597,225	**Ⅰ【株主資本】**	**26,977,796**
土地	626,167	**1（資本金）**	**1,241,250**
2（無形固定資産）	**219,716**	**2（資本剰余金）**	**10,378,585**
ソフトウエア	15,429	資本準備金	8,378,585
販売権	196,863	その他資本剰余金	2,000,000
その他	7,423	**3（利益剰余金）**	**18,548,636**
3（投資その他の資産）	**10,411,427**	利益準備金	45,375
投資有価証券	470,678	その他利益剰余金	18,503,261
関係会社株式	9,302,043	別途積立金	13,600,000
出資金	20	繰越利益剰余金	4,903,261
差入保証金	49,407	**4（自己株式）**	**△3,190,675**
保険積立金	64,900	**Ⅱ【評価・換算差額等】**	**79,362**
繰延税金資産	513,232	**その他有価証券評価差額金**	**79,362**
その他	11,143	**純資産合計**	**27,057,158**
資産合計	**32,654,680**	**負債純資産合計**	**32,654,680**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,312,663**
売上原価		**15,123,108**
売上総利益		**4,189,555**
販売費及び一般管理費		**3,217,669**
営業利益		**971,886**
営業外収益		
受取利息	327	
受取配当金	1,052,195	
受取地代家賃	38,412	
受取事務手数料	6,545	
雑収入	20,835	1,118,316
営業外費用		
支払利息	7,189	
投資事業組合運用損	1,093	8,283
経常利益		**2,081,918**
特別利益		
投資有価証券売却益	58,500	58,500
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**2,140,418**
法人税、住民税及び事業税	346,063	
法人税等調整額	15,680	361,744
当期純利益		**1,778,674**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2020年４月１日残高	1,241,250	8,378,585	2,000,000	10,378,585	45,375	12,900,000	4,672,351	17,617,726
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△847,764	△847,764
当期純利益							1,778,674	1,778,674
別途積立金の積立						700,000	△700,000	－
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	700,000	230,910	930,910
2021年３月31日残高	1,241,250	8,378,585	2,000,000	10,378,585	45,375	13,600,000	4,903,261	18,548,636

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年４月１日残高	△2,743,525	26,494,036	101,332	101,332	26,595,368
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△847,764			△847,764
当期純利益		1,778,674			1,778,674
別途積立金の積立		－			－
自己株式の取得	△447,150	△447,150			△447,150
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△21,970	△21,970	△21,970
事業年度中の変動額合計	△447,150	483,760	△21,970	△21,970	461,790
2021年３月31日残高	△3,190,675	26,977,796	79,362	79,362	27,057,158

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
②　子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③　その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。
④　たな卸資産	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物、構築物：11年～50年 車両運搬具、工具、器具及び備品：２年～10年
②　無形固定資産	定額法 主な償却年数は以下のとおりです。 ソフトウエア(自社利用分)：５年 販売権：５年

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
・退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異については、翌事業年度に一括して費用処理することとしております。
・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
①　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
②　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）
　「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

１、たな卸資産の評価
（1）当事業年度の計算書類に計上した金額
　売上原価のうち、たな卸資産評価損　21,347千円、たな卸資産　836,211千円
（2）計算書類利用者の理解に資するその他の情報
①算出方法
　たな卸資産は、総平均法による原価法で測定しておりますが、事業年度末における正味売却価額が総平均法による原価を下回っている場合には当該正味売却価額で測定し、総平均法による原価との差額を原則として売上原価に計上しております。
②主要な仮定
　たな卸資産の評価における重要な見積りは正味売却価額であり、翌事業年度における正味売却価額は、当事業年度末の価格を基礎として単価改定等の影響を加味した販売単価を予測し、算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である正味売却価額が、将来の経済環境や償還価格の改定を含む医療制度の改革の影響等の要因により著しく下落した場合には、たな卸資産の評価の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4．追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関しまして、収束時期や再拡大の可能性等については不確実性が大きく、今後を見通すことは困難であります。しかし、疾病の治療に対するニーズが減少している訳ではないこと、政府主導でのワクチン接種が進められておりますことなどから、こうした状況も徐々に回復に向かい翌期以降の当社の業績への影響も限定的なものに留まるといった仮定のもと、当事業年度において、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

5．貸借対照表に関する注記

⑴	有形固定資産の減価償却累計額	601,386千円
⑵	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	金銭債権	213,182千円
	金銭債務	2,538,197千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①	営業取引	売上高	467,693千円
		仕入高	13,493,000千円
		販売費及び一般管理費	162,768千円
②	営業取引以外の取引高	受取配当金	1,044,000千円
		受取地代家賃	1,860千円
		受取事務手数料	6,545千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	962,360株	1,112,360株	-株	2,074,720株

（注）１．2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

２．普通株式の自己株式の株式数の増加1,112,360株は、株式分割による増加962,360株及び取締役会決議による自己株式の取得による増加150,000株であります。

8．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	16,437千円
賞与引当金	45,044千円
長期未払金	375,388千円
退職給付引当金	32,680千円
会員権評価損否認額	13,614千円
投資有価証券評価損否認額	13,213千円
販売権償却	60,279千円
その他	19,809千円
繰延税金資産小計	576,466千円
評価性引当額	△32,264千円
繰延税金資産合計	544,202千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	30,969千円
繰延税金負債合計	30,969千円
繰延税金資産の純額	513,232千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	（単位：%）
法定実効税率	30.62
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.96
住民税均等割	1.23
その他	△0.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.90

9．関連当事者との取引に関する注記

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	東郷メディキット株式会社	100.0	2人	商品の仕入	医療機器の仕入	13,493,000	買掛金	2,536,579

（注）1．商品の仕入については、市場価格と当該会社の製造原価等を勘案し、双方協議の上決定しております。
2．取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　1,610円04銭
⑵　1株当たり当期純利益　105円26銭

（注）当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

メディキット株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　　秀　敬　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　井　清　二　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、メディキット株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディキット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

メディキット株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　　秀　敬　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　井　清　二　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、メディキット株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

メディキット株式会社　監査役会

常勤監査役　金　子　尚　道　㊞

社外監査役　栗　岡　臣　男　㊞

社外監査役　大　島　秀　二　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主の皆様へ安定的な配当の維持に努めるとともに、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金50円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は840,264,000円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月30日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　減少する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　900,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　900,000,000円

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち中島弘明氏、栗田宣文氏、高田和明氏、佐藤治郎氏は退任となります。つきましては、新任を含む取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	景山洋二（かげやま ようじ） （1960年10月９日）	1986年５月　当社入社 2007年４月　執行役員東日本営業部長 2008年４月　執行役員営業部長西日本担当 2009年６月　取締役営業部長西日本担当就任 2010年６月　常務取締役営業部長西日本担当就任 2012年４月　常務取締役営業部長東日本担当就任 2015年８月　常務取締役営業部長東日本担当海外事業部担当 2020年４月　常務取締役営業部長東日本担当海外事業部担当OAS事業部担当（現任）	15,400株
2	中島崇（なかじま たかし） （1970年２月14日）	1995年４月　当社入社 2007年６月　東郷メディキット株式会社取締役就任 2010年４月　経営企画室担当部長 2010年６月　取締役就任 2013年６月　東郷メディキット株式会社代表取締役社長就任（現任） 2013年６月　経営企画担当 2019年６月　専務取締役就任 2020年６月　専務取締役管理部門担当就任（現任）	560,000株
3	堀之内広（ほりのうち ひろし） （1960年５月30日）	1986年10月　当社入社 2007年４月　執行役員西日本営業部長（アンギオ担当） 2011年４月　執行役員顧客サービス部長兼透析事業担当部長 2014年９月　執行役員営業部長西日本担当 2015年６月　取締役就任（現任） 2016年11月　新規事業担当 2020年４月　特命営業開発担当（現任）	8,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	中島 史博（なかじま ふみひろ） （1963年９月18日）	1987年４月　朝日生命保険相互会社入社 2002年12月　東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社 2017年７月　当社入社 執行役員経営企画室担当部長 2019年６月　取締役経営企画担当就任（現任）	－
5	吉田 安幸（よしだ やすゆき） （1948年２月14日）	1971年４月　旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社 2010年４月　旭化成株式会社　執行役員 2011年４月　旭化成株式会社　専務執行役員 2011年６月　旭化成株式会社　取締役 2013年６月　旭化成株式会社　顧問 2014年６月　旭化成株式会社　顧問退任 2015年６月　当社取締役就任（現任）	400株
6	大瀧 敦子（おおたき あつこ） （1963年８月18日）	1986年４月　等松・トウシュロス　コンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）入社 1994年４月　弁護士登録 1994年４月　小野孝男法律事務所（現弁護士法人小野総合法律事務所）入所 2004年１月　石本哲敏法律事務所にパートナー弁護士として入所（現任） 2009年４月　明治大学法科大学院法務研究科特任准教授 2012年４月　明治大学法科大学院法務研究科特任教授 2016年２月　株式会社ジャパンミート（現株式会社JMホールディングス）社外取締役（現任） 2020年６月　ナラサキ産業株式会社社外監査役（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．吉田安幸氏は、社外取締役候補者であります。
３．大瀧敦子氏は、新任の社外取締役候補者であります。
４．吉田安幸氏を社外取締役候補者とした理由は、旭化成株式会社で取締役、顧問を務め、医療機器業界にも精通しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。

吉田安幸氏が社外取締役に選任された場合には、引き続き当社の経営課題等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

5．大瀧敦子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。
大瀧敦子氏が社外取締役に選任された場合には、当社の経営課題等について、弁護士としての専門的知識と幅広い見識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

6．吉田安幸氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

7．当社は、吉田安幸氏との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第１項に規定する額を責任限度額としており、吉田安幸氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、大瀧敦子氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

8．当社は、吉田安幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、大瀧敦子氏についても、原案どおり選任された場合、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

9．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役金子尚道氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
金子尚道（かねこなおみち） （1955年４月29日）	1981年８月　当社入社 2005年４月　顧客サービス部部長就任 2015年４月　マーケティング部留置針担当部長就任 2017年６月　常勤監査役就任（現任）	8,000株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、退任した監査役の任期の満了する時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
秋月智尋（あきづきともひろ） （1958年３月14日生）	1980年４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2010年４月　辻・本郷税理士法人入社	－

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．候補者は、補欠の社外監査役として選任するものであります。

３．候補者を補欠の社外監査役候補者とする理由は、金融機関並びに税理士法人勤務を通じて培われた企業分析力及びコンサルティング力などの豊富な知見を有しており、当社社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かすためであります。

４．候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由は、候補者は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、企業経営を統治する十分な見識を有しているからであります。

５．当社は、社外監査役との間において、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第１項に規定する額を責任限度額としております。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。

６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。補欠監査役候補者の選任が承認され、候補者が当社社外監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

以　上

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目７番５号
東京ガーデンパレス　２階　高千穂の間
電話　03（3813）6211



最寄駅
東京メトロ　丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩５分
東京メトロ　千代田線新御茶ノ水駅より徒歩５分
Ｊ　　Ｒ　中央線・総武線御茶ノ水駅より徒歩５分

※体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合があります。
※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。